

茶産地における取組の例と 農林水産省の支援策

注：本資料は令和6年度補正予算及び令和7年度政府予算をベースに作成しています。

「みどりチェック」に取り組みましょう！

農林水産省の補助事業等を活用する場合の要件として、環境負荷低減に取り組む「みどりチェック」（環境負荷低減のクロスコンプライアンス）が導入されました。

「みどりチェック」は、各補助事業等の目的と環境負荷低減の両立を目的としています。

令和9年度からの本格実施に向け、7年度以降は事業報告時に取組内容の提出、抽出により取組内容の確認が行われます。

各事業の最後に「お問い合わせ先」が記載されていますが、まずは静岡県拠点054-246-6121（代表）へお問い合わせください。

令和7年4月
関東農政局 静岡県拠点

茶産地における取組の例と農林水産省の支援策

需要の把握

産地の茶の試作品開発・試飲会等を通じた消費者ニーズ調査等
2次・3次産業との連携による調査や実需者評価会の開催等

P.2

生産基盤整備

まとまった面積を担い手に集積・集約化するための区画整理等
限られた面積の茶畑で乗用機械の進入等を可能にする条件整備

P.5

鳥獣害対策、
改植や栽培
転換

シカによる新芽の食害等の防止対策
需要の見込まれる新品種への改植、有機栽培への転換等

P.9

スマート
農業

スマート農業技術の導入

P.17

輸出への
対応

輸出向け栽培体系への転換
輸出する茶の信頼を高める国際的認証の取得

P.19

施設等の
整備

需要と産地の生産規模に対応した、てん茶加工施設等の整備
産地の収益力強化や農地利用の将来像の実現に資する機械等の導入

P.20

人材の確保

農業法人等における雇用就農の確保、自営就農等の促進
独立・自営就農を行う者の経営発展に向けた機械導入等

P.28

果樹への
転換

茶園の荒廃を防ぐための果樹への転換

P.38

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (需要の創出)

(1) ポイント

茶を用いた新商品の開発に係る国内外における市場調査等に対して助成します。

生産・流通・消費の関係者が連携し、専門家等を活用したモデル的な産地の取組としても活用できます。

(2) 支援対象

農業者、農業者団体 等

(3) 支援内容

- ・ 国内外のニーズ調査
- ・ 新商品開発（コンサルへの相談、試作品の作成）
- ・ 消費者の理解促進に向けた試飲会の開催 など

補助率：定額（機械等のリースは1/2以内）

(4) 要件等

受益農業者5名以上、65歳未満を含むこと など

(5) スキーム

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業

（1）ポイント

6次産業化の取組に加え、茶畑の景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組に対して支援します。

（2）支援対象

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、市町村 など

（3）支援内容

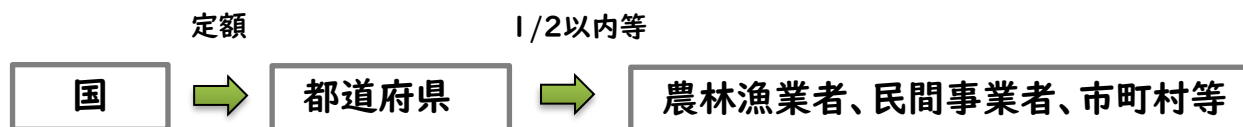
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

補助率：①～④は1/2以内、⑤は定額
（国費上限額はいずれも500万円）

（4）要件等

- ・事業実施主体を含む3者以上であって、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者が連携するネットワークの構築（市町村以外が実施主体の場合）
- ・事業に関する売上高を10%以上増加させる目標の設定 など

（5）スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局都市農村交流課 048-740-0478

● 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

(1) ポイント

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における農林漁業者の所得向上や雇用増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

(2) 支援対象

農林漁業者団体、中小企業者

※ 以下の①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

- ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画

(3) 支援内容

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、農林水産物の多様な地域資源を活用した付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備

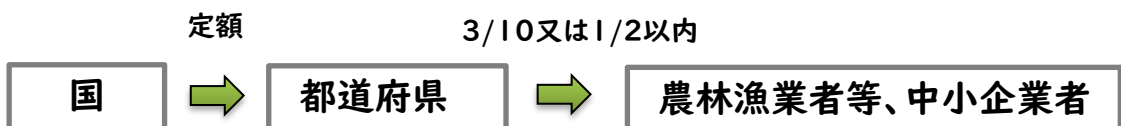
補助率：交付対象経費の3/10以内、1/2以内※

※中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

(4) 要件等

- ・事業実施主体が制度資金等の融資又は出資を活用すること
- ・事業実施主体を含む3者以上であって、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者が連携するネットワークの構築
- ・その他、事業に応じた費用対効果分析及び目標の設定 など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局都市農村交流課 048-740-0478

● 農地中間管理機構関連農地整備事業

(1) ポイント

小区画不整形で分散している茶園の作業効率化、担い手への農地集積等を図るため、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

(2) 事業実施主体

都道府県、市町村

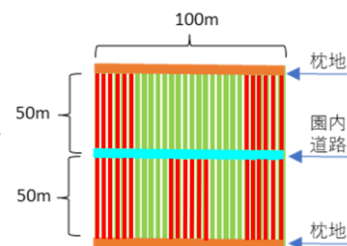
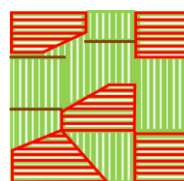
(3) 支援内容

区画整理、暗渠排水、客土、農業用排水施設等

【補助率】

62.5% 等

(補助率50%+推進費12.5%)



(4) 要件等

- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること
- ・事業施行地域内農用地の全てで、以下の①又は②を満たすこと
 - ①機構が農地中間管理権を有する農地、機構所有地
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- ・受益面積10ha(中山間5ha)以上、市町村実施の場合は5ha以上(各団地は1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)のまとまりのある農地)
- ・全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化
- ・事業完了後5年以内に収益性20%以上向上 等

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 03-6744-2208

● 畑地帯総合整備事業（担い手育成対策の場合）

（1）ポイント

茶園の作業効率化等を図るため、畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等を支援します。

（2）事業実施主体

都道府県（【付帯事業】都道府県、市町村、土地改良区）

（3）支援内容

区画整理、農業用排水施設整備、農道整備等

補助率（標準的な負担割合）

国：50% 県：27.5%、市町村：10% 農業者：12.5%

【付帯事業】

中心経営体農地集積促進事業

（中心経営体への農用地の集積・集約化への取組割合に応じて促進費（最大で事業費の12.5%）を交付）

（4）要件等

- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること
- ・受益面積（茶園の場合）5ha以上
（優良品種・品目の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上となることが見込まれる場合におおむね0.5ha以上の団地の合計（まとまりのある農地））
- ・中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、中心経営体農地集積率が55%以上となること
（※R6年度以降計画策定地区又はR9年度以降新規採択地区は、担い手農用地利用集積率が一定要件以上増加すること（例. 現況が50%未満の場合は50%以上）

（5）スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 03-3502-6246

● 農地耕作条件改善事業

(1) ポイント

地域計画の策定区域の農地を対象に、区画整理、茶畑への進入道の整備、土層改良などの基盤整備をきめ細かく支援します。

茶園を果樹園に整備することも可能です。

(2) 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

(3) 支援内容

補助率

- ・ 定額（区画拡大、暗渠排水、湧水処理、除礫、客土、畑作転換工、更新整備等）（標準的な工事費の1/2相当）
- ・ 定率（区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設、農作業道等）
（平地50%、中山間地域55%）

(4) 要件等

- ・ 農振農用地のうち地域計画を策定した区域等であること
- ・ ハード事業費が200万円以上であること
- ・ 事業の受益者数が農業者2者以上であること
- ・ 農地中間管理事業との連携概要等を作成していること 等

(5) スキーム

1/2、定額等



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 03-6744-2208

● 畑作等促進整備事業

(1) ポイント

茶園の作業効率化等を図るため、畑地かんがい施設の整備や区画整理、農作業道等の基盤整備を、きめ細かく機動的に支援します。

(2) 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等 等

(3) 支援内容

補助率

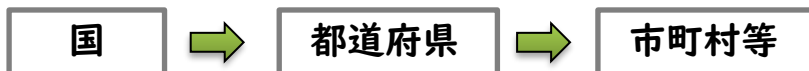
- ・ 定額（区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、更新整備等）（標準的な工事費の1/2相当）
- ・ 定率（農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等）
（平地50%、中山間地域55%）

(4) 要件等

- ・ 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）であること
- ・ ハード事業費が200万円以上であること
- ・ 受益者数が農業者2者以上であること
- ・ 工事期間が原則5年以内であること など

(5) スキーム

1/2、定額等



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 03-3502-6246

● 鳥獣被害防止総合対策交付金

(1) ポイント

市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農林水産業等に被害を及ぼす ①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理 等の取組を総合的に支援します。

(2) 事業実施主体

地域協議会、民間団体、コンソーシアムなど

(3) 支援内容

捕獲活動、侵入防止柵、生息環境管理、処理加工施設等の整備 など
補助率：定額、1/2以内等

(4) 要件等

- ・被害防止計画が作成されていること
- ・柵整備等の場合、受益戸数3戸以上であること など

(5) スキーム

1/2、定額等



【お問い合わせ先】農村振興局鳥獣対策・農村環境課 03-3591-4958

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (改植等支援)

(1) ポイント

産地で策定する品質向上戦略に基づき実施する、新品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機や輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。

(2) 支援対象

農業者団体 等

(3) 支援内容



茶の改植



てん茶栽培への転換

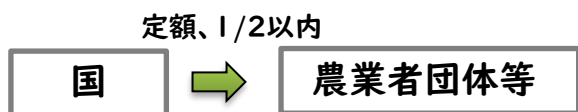
- ①新植：12万円/10a ※
- ②改植、移動改植：15.2万円/10a ※
- ③改植等に伴う未収益期間の支援：
14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a） ※
- ④棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a ※
- ⑤棚栽培転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑥台切りに伴う未収益支援：7万円/10a ※
- ⑦有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- ⑧てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑨輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a
- ⑩茶園整理（伐根）：5万円/10a
（酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a）
- ⑪中山間地域等での有機転換に必要となる改植と合わせた簡易な園地整備：1/2以内（市町村ごとに上限100万円）

(4) 要件等

産地の品質向上戦略の策定、改植等の実施面積20a以上など

なお、(3)の※印の支援を受けるには、「地域計画の目標地図に位置付けられている者(又は、位置付けられることが確実と見込まれる者)が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」であることが必要です。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち 園芸作物等の先導的取組支援（改植等支援）

(1) ポイント

新品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機や輸出向け栽培体系への転換、凍霜害対応設備の導入等、需要の変化に対応し、国際競争力強化に向け産地を先導する取組に対し支援します。

(2) 支援対象

農業者団体 等

(3) 支援内容



茶の改植



てん茶栽培への転換

- ①新植：1/2以内 ※
- ②改植、移動改植：1/2以内 ※
- ③改植等に伴う未収益期間の支援：
14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a） ※
- ④棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a ※
- ⑤棚栽培転換に必要な資材費：1/2以内
- ⑥台切りに伴う未収益支援：7万円/10a ※
- ⑦有機栽培への転換に伴う資材費：1/2以内
- ⑧てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：1/2以内
- ⑨輸出向け栽培体系への転換：1/2以内
- ⑩茶園整理（伐根）：1/2以内
- ⑪簡易な園地整備：1/2以内
- ⑫災害対応設備の導入：1/2以内

(4) 要件等

茶産地展開計画の策定、受益農業従事者5名以上、
改植等の実施面積20a以上 など

なお、(3)の※印の支援を受けるには、「地域計画の目標地図に位置付けられている者(又は、位置付けられることが確実と見込まれる者)が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」であることが必要です。

(5) スキーム

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機転換推進事業

(1) ポイント

新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

(2) 支援対象

有機農業に取り組む新規就農者
慣行農業から有機農業に取り組む農業者
(対象農地:慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地)

(3) 支援内容

・新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するに当たり必要な経費について支援します。

・補助率:2万円以内/10a

(4) 要件等

・将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課 03-6744-2114

● みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系加速化事業

(1) ポイント

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

(2) 支援対象

協議会（都道府県又はJAを含む）、地方公共団体等

(3) 支援内容

- ① 環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する先端技術等の検証
 - ② ①に必要なスマート農業機械等の導入
 - ③ ①と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成
 - ④ グリーンな栽培体系の普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略の策定
 - ⑤ 栽培マニュアル等の情報発信（HP掲載など）
- ・補助率：定額（②以外）、1/2以内（②）

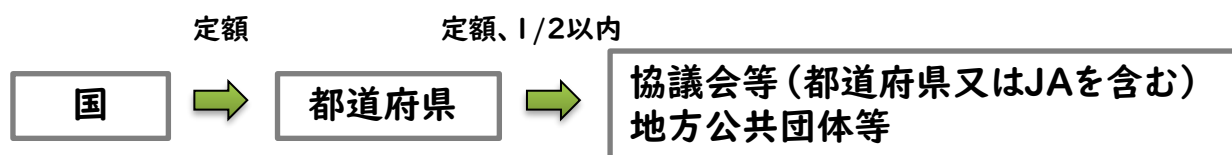
(4) 要件等

次の①又は②を満たすこと など

- ① 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること
- ② 複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

*詳細はHPに掲載している事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局技術普及課 03-6744-2107

● みどりの食料システム戦略推進交付金のうち みどりの事業活動を支える体制整備

(1) ポイント

みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。

(2) 支援対象

みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又はグリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業によりデータの計測・提供を行うみどり認定農業者

(3) 支援内容

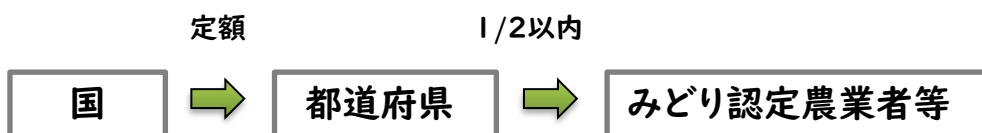
農林漁業者が行う環境負荷低減の取組に必要な機械や施設(除草機、堆肥舎等)の導入を支援します。

・補助率: 1/2以内

(4) 要件等

・みどり認定農業者(特定認定又はグリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業協力者)

(5) スキーム



【お問い合わせ先】

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 03-6744-7186

● スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

(1) ポイント

スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

(2) 支援対象

下記①の事業：農業者、農業支援サービス事業体、農機メーカー等
下記②・③の事業：農業支援サービス事業体等

(3) 支援内容

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援
補助率：定額

②農業支援サービスの先進モデル支援

- ・食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組を支援
- ・複数産地が連携して同一サービスを利用する取組を支援
- ・ドローン等を多作業・多品目に利用する取組を支援

補助率：定額、1/2以内

③農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援

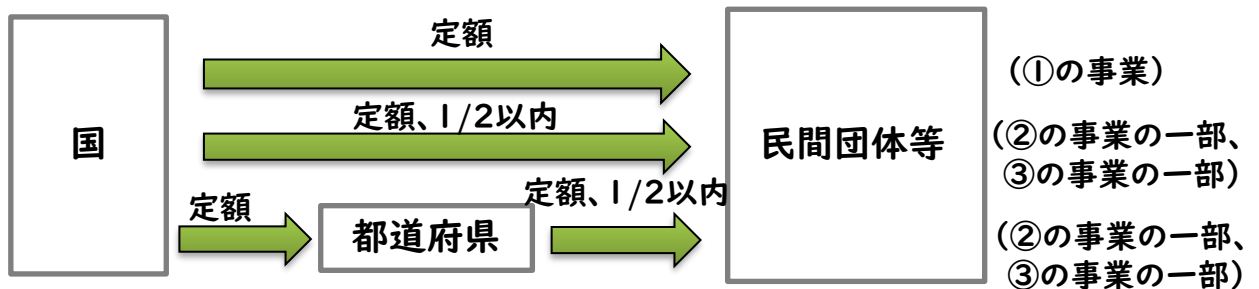
補助率：定額、1/2以内

(4) 要件等

①の事業:改良したスマート農業機械等を農業者又は農業支援サービス事業者が活用すること 等

②・③の事業:サービス事業の受託面積の拡大をすること 等

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局技術普及課 03-6744-2107

- 国際的に通用する認証等取得緊急支援事業
- 輸出先国規制対応支援事業（うち国際的に通用する認証等の新規取得の支援）

(1) ポイント

輸出先国から求められる規制に対応・適合し、国際的に求められることが多い認証等の取得を推進することが課題。このため、輸出環境の整備に必要な認証等取得に係る費用を支援します。

(2) 支援対象

民間団体 など

(3) 支援内容

①輸出先国の政府等が求める宗教上の条件に係る認証

（例）ハラール、コーシャなど

②輸出先国の小売業者等が求める食品安全等に係る認証

（例）FSSC22000、ISO22000など

③輸出先国の市場において差別化が図られる認証

（例）水産・森林等の資源や環境に配慮した生産に対する認証など

補助率：1/2以内

(4) 要件等

・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること など

(5) スキーム

1/2以内



【お問い合わせ先】輸出・国際局規制対策グループ 03-3501-4079

● 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

(1) ポイント

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

採択基準を満たせば、荒茶加エラインや製茶ラインにも活用できます。

(2) 支援対象

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

(3) 支援内容

○輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するための製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備（施設等整備事業）

- ・輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ・ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ・検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

○施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング費用等の経費（効果促進事業）

補助率：1/2以内

(4) 要件等

- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること
- ・輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】輸出・国際局輸出支援課 03-6744-2375

●強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

（1）ポイント

産地の収益力強化と持続的な発展等のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援する事業です。

（2）支援対象

農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

（3）支援内容

補助率：1/2以内

対象経費：産地基幹施設の整備又は改修等

（4）要件等

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・総事業費5千万円以上であること

など

（5）スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

●新基本計画実装・農業構造転換支援事業

(1) ポイント

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

(2) 支援対象

農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

(3) 支援内容

交付率：1/2以内

対象経費：産地基幹施設の整備又は改修等

(4) 要件等

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成すること
- ・修繕・更新に係る積立計画を提出すること
- ・総事業費が原則、単年度あたり5千万円以上であること

(5) スキーム

など



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策

(1) ポイント

今後も拡大が見込まれる新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組等について支援する事業です。

(2) 支援対象

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）、民間事業者等

(3) 支援内容

① 整備事業

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能等の改善
- ・高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組 等

補助率：1/2以内



② 基金事業

- ・コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得 等

補助率：1/2以内



(4) 要件等

- ・産地パワーアップ計画において基準を満たした成果目標を定めること
- ・産地パワーアップ計画（収益性向上対策）に取り組む産地の面積要件（茶畑10ha以上（中山間地域では5ha以上））を満たしていることなど

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

※生産性向上やエネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入は、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進及び産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援においても支援。

●農地利用効率化等支援交付金

(1) ポイント

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。

(2) 支援対象

(地域農業構造転換支援タイプ)

将来像が明確化された地域計画の目標地図に位置付けられた者

(融資主体支援タイプ)

地域計画の目標地図に位置付けられた者

(3) 支援内容

(地域農業構造転換支援タイプ)

農地引受力向上等の取組に必要な農業用機械・施設の導入(農業用機械のリースを含む)

補助率:購入3/10、リース定額(補助上限額1,500万円)

(融資主体支援タイプ)

経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入(リースは対象外)

補助率:3/10以内(補助上限額300万円(一定の条件を満たす者は600万円))

(4) 要件等

- ・成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ・耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること など

申請者の経営改善の取組の実績や目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局経営政策課担い手総合対策室 03-6744-2148

● 雇用就農の総合的な推進のうち 雇用就農資金

(1) ポイント

雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付します。

(2) 支援対象

農業法人等

(3) 支援内容

(雇用就農者育成・独立支援タイプ)

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※^{1,2}
(年間最大60万円※³、最長4年間)

(新法人設立支援タイプ)

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※^{1,2}

(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

※1 新規雇用就農者の増加分が対象

(離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。)

※2 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算

※3 1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降は年間最大20万円

(4) 要件等

<農業法人等の主な要件>

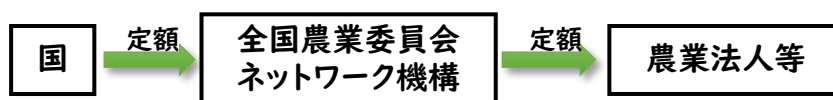
- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
(独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)
- 2 労働環境の改善※4に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめる.JP)に掲載していること

<新規雇用就農者の主な要件>

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

※4 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②産休・育休等の就業規則等への規定、③人材育成及び評価の仕組みの整備、④男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備、⑤くるみん・えるぼしの認定のいずれか2つ以上を実施

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-6744-2160

● 新規就農者育成総合対策のうち 就農準備資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階を支援する資金を交付します。

(2) 支援対象

就農予定時に49歳以下の者

(3) 支援内容

- ・ 就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付額：12.5万円/月(150万円/年)を最長2年間

交付主体

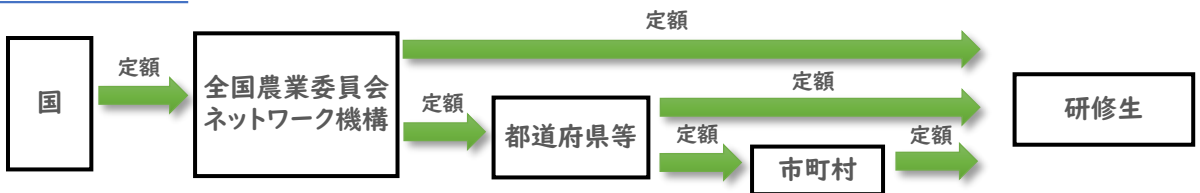
- ・ 市町村
- ・ 都道府県域の研修機関(農業大学校等)の場合は都道府県等
- ・ 全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農※¹、雇用就農又は親元就農※²すること
※¹ 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
※² 親元就農する場合、就農後5年以内に経営を継承すること又は、独立・自営就農すること
(法人の場合は共同経営者になること)
- ② 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- ③ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ④ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ⑤ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

● 新規就農者育成総合対策のうち 経営開始資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。
- ・ 就農準備資金の交付を受けた後に、経営開始資金の交付を受けることも可能です。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付
交付額：12.5万円/月(150万円/年)を最長3年間
交付主体：市町村
※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- ③ 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入など)を負っていると市町村長に認められること
- ④ 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

● 新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

(1) ポイント

- ・ 新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援

支援額 : 補助対象国費上限500万円
(経営開始資金の交付対象者は上限250万円)

補助率 : 都道府県支援分の2倍を国が支援
(国の補助上限1/2)
〈例〉 国1/2、都道府県1/4、本人1/4

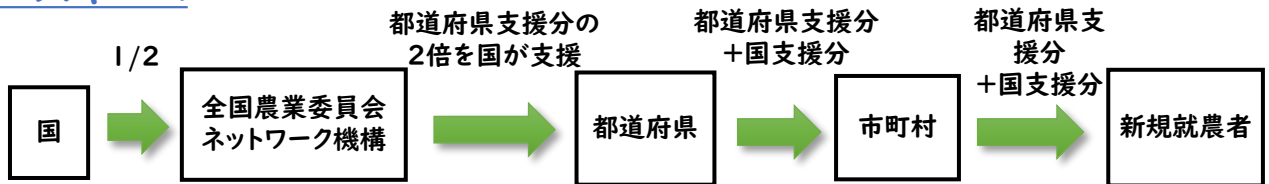
対象経費 : 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、
機械リース等

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
(令和5年度以降が対象)
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画(売上↑割増等)であること
- ③ 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

● 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち 世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）

（1）ポイント

- ・ 次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

（2）支援対象

- ・ 将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる、49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

（3）支援内容

- ・ 地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、

- ① 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
- ② 機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

を一体的に支援します。

支援額：補助対象国費上限600万円

補助率：① 国1/3、都道府県又は市町村1/3(任意)

② 都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)

対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース、定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等

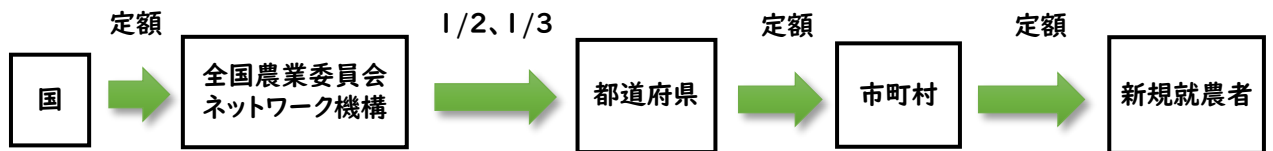
(4) 要件等

- ① 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
- ② 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人※²であること。
- ③ 青色申告を行うこと。
- ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- ⑤ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

※¹ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域。

※² 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

● 果樹農業生産力増強総合対策 (果樹経営支援等対策事業)

(1) ポイント

お茶の生産継続が困難と判断した茶園については、荒廃農地とならないように他品目への転換も選択肢となります。

本対策は、茶から果樹への転換にも活用できるものです。地域計画の目標地図において位置付けられた園地を対象として、果樹産地計画に定められた優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援します。

特に、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進するため、産地内での省力樹形の導入に掛かる技術的サポートを支援します。

(2) 支援対象

果樹生産者等

(3) 支援内容

- ①みかん等のかんきつ類の新植：21万円/10a
- ②かんきつ類以外への主要果樹への新植：15万円/10a
- ③改植等に伴う未収益期間の支援：22万円/10a
- ④超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植：71万円/10a
- ⑤根域制限栽培（みかん等の柑橘類）への新植：108万円/10a
- ⑥ジョイント栽培（なし、もも、すもも等）への新植：32万円/10a
- ⑦V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植：71万円/10a
(その他の省力樹形のための支援もあります。)
- ◆小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備）、用水・灌水施設の整備 補助率：1/2以内
- ◆モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等 補助率1/2以内
- ◆省力樹形の導入に向けた検討会や指導者の派遣 補助率定額

(4) 要件等

○地域計画の目標地図において位置付けられた園地 など

○一箇所当たりの面積は、次の面積以上であること

・改植、新植等 → 地続きでおおむね2アール以上

・園内道の整備、傾斜の緩和等 → 地続きでおおむね10アール以上

○改植・新植等の取組については、地域計画の目標地図に位置付けられた者（見込みを含む）が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-3502-5957